

# 宇治市立小倉小学校

- 学校規模 / 24学級731名 (特別支援学級 / 2学級5名)
- 複合施設 (床面積) / 小学校 (5,840㎡) / 高齢者福祉施設 (1,024㎡)
- 整備時期 / 平成7年
- 構造 / RC造 地上3階



既存校舎を改修し高齢者福祉施設に転用

## 余裕教室を高齢者福祉施設へ転用

- ・ 高齢者福祉施設としての機能を備えた施設に改修
- ・ 動線や施設区分を明確に分けることで、管理負担を軽減

### 複合化の背景

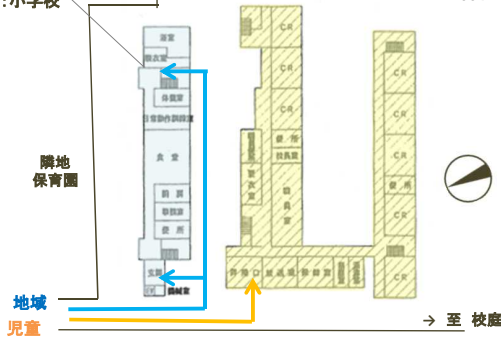
- ・ 宇治市では平成6年に宇治市老人保健福祉計画を策定し、平成11年度までに、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター等の整備計画を立てていた。
- ・ 当時、小倉小学校には、12教室以上の余裕教室があったことから、余裕教室の転用による活用を計画した。
- ・ 平成5年度に制度化された地方分権特例制度で、余裕教室のデイサービスセンターへの転用が特例措置の対象となったことが当整備の背景にはある。

### 施設の区画・動線

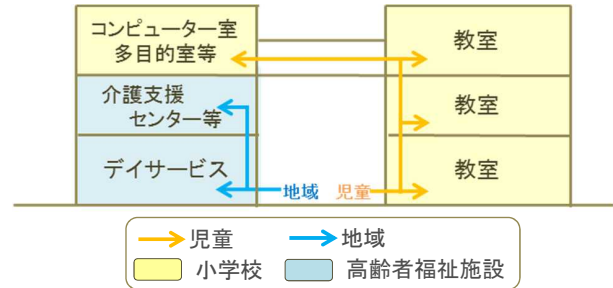
- ・ 校舎は3つの棟があり、一番北側の校舎の1・2階部分を高齢者福祉施設に、3階部分を小学校のコンピューター室、多目的室等として改修。
- ・ 3階には、児童が外部や高齢者施設を通らずに移動できる連絡通路を設置。
- ・ 両施設を区管理するために、通常時は学校と高齢者福祉施設をつなぐ階段は使用しておらず、非常時のみの使用としている。

### <配置図>

1.2階: 高齢者福祉施設  
3階: 小学校



### <立面図>

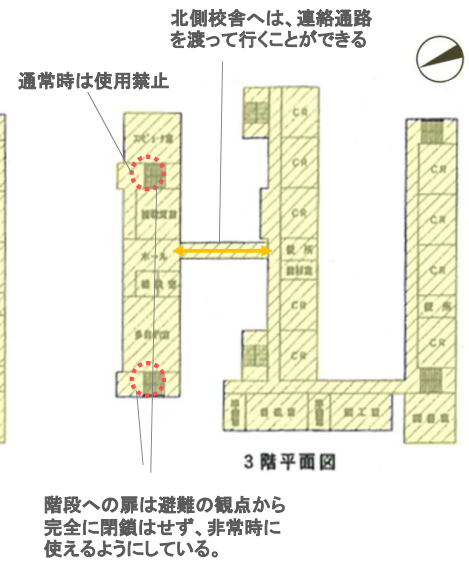
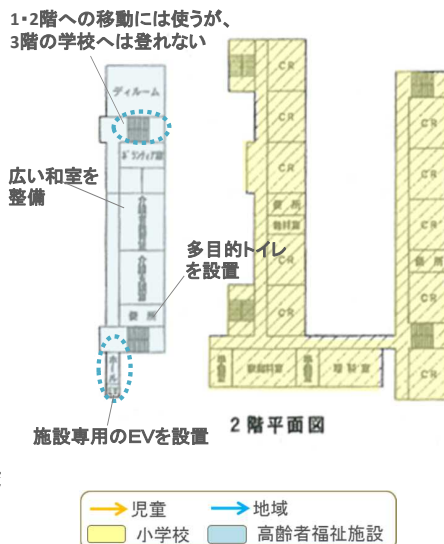
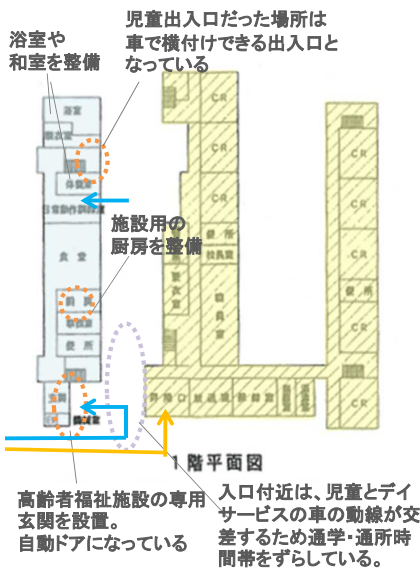


### 管理・運営の体制

施設	利用時間(平日)				所管	管理・運営
	8	12	17	22		
小学校	←→				教育委員会	教育委員会
高齢者施設	←→				市長部局	社会福祉法人

### 平面計画上の特徴

- ・ 施設内において、通常時は小学校と高齢者福祉施設の区画や動線は分けているが、避難経路の関係から、壁の設置や扉の施錠等といった完全な分離はしていない。
- ・ 校門付近では、児童とデイサービスセンターの車両の動線が重なる部分がある。(デイサービスの利用時間を学校の通学時間とずらすなどの対策をとっている。)



## 既存施設の改修

- 元々は学校施設であった施設を高齢者福祉施設へ転用するにあたり、バリアフリーの観点から、出入口段差の解消や、多目的トイレ、エレベーター、自動ドア、手摺等の設置を行った。



畳や障子などを設置し、高齢者が落ち着ける空間としている。

- 高齢者が快適に過ごせるように、障子や襖を設置したり、仕上げ材に木を使用することで温かい雰囲気になっている。



暖房効果を高めるための工夫

- 抵抗力の低い高齢者が体調を崩さないように、床暖房を設置したり、熱を逃がさないような工夫をしている。

→ 施設の用途や利用者の違いを考慮した改修と、その後の工夫が見られる。

## 管理区分するための整備

防犯や管理区分の明確化を図るための整備・対策も実施。

- 高齢者施設専用の玄関を設置し、既存階段も高齢者専用とした
- 転用施設の3階に扉を設置し、学校施設と高齢者施設を分離
- 児童が高齢者施設を通らずに転用施設3階の部屋へアクセスできるように、渡り廊下を設置



二つの棟の3階部分を繋ぐ渡り廊下



階段前に扉を設置し施設を分離

## 防犯対策・事故対策

- 各校門に防犯カメラを設置しているほか、人や車の出入りが多ことから、8時から16時までは地域ボランティアが校内の巡回警備や誘導等を実施。
- 児童とデイサービスの車が接触しないように、デイサービスの通所時間を学校の通学時間とずらしている。
- 避難訓練は年に3回実施し、うち1回は学校と高齢者施設と合同で実施。なお、学校の各教室には緊急時のために電話と通報ボタンを設置。

## 複合施設とした効果

- 当初は福祉施設の充実と財政負担の軽減を目的に整備。
- 新たな用地を購入し、同様の施設を整備する場合と比較して、5億円以上経費を削減。
- 休み時間に、生徒と高齢者が折り紙等を一緒に楽しんだり、生徒の歌や演奏を高齢者に披露したりと、授業の一環として施設間の交流を積極的に実施しているほか、日常的に身近で生活することで自然発生的な世代間交流も生まれている。

## 委員の意見より

- 大がかりな整備をせずに余裕教室の有効活用を実現した例。今後、児童生徒数の減少に伴う余裕教室の有効活用がより求められる中、このような高齢者福祉施設の整備は増えていくのではないかと。
- 小学校とデイサービス等との間で積極的に交流を進めることが当初から意図されていたわけではないが、自然発生的に交流が生まれてきたとの話であった。複合化によって異なる施設が日常的に一緒にいることが、相互触発的な効果を生むことが確認できた。

図面等を明確にするため、この内容を見開き（2P）にする。

十日町市立十日町小学校  
十日町市立ふれあいの丘支援学校

- 小学校 / 12学級291名  
(特別支援学級 / 2学級7名)  
特別支援学校 / 9学級29名
- 複合施設(床面積) /  
小学校 (4,393㎡)  
特別支援学校 (1,645㎡)  
発達支援センター (402㎡)  
学童保育 (77㎡)
- 整備時期 / 平成24年
- 構造 / RC造 地上2階建て



小学校と特別支援学校の児童が  
自然と交流するふれあい広場

共生教育を理念とした複合化施設

- ・ 小学校・特別支援学校・発達支援センターを一体化して整備  
～一つの学舎で、相互に高め合い、支え合う共生社会を目指す
- ・ 学校と家庭・地域との連続性・継続性のある教育支援

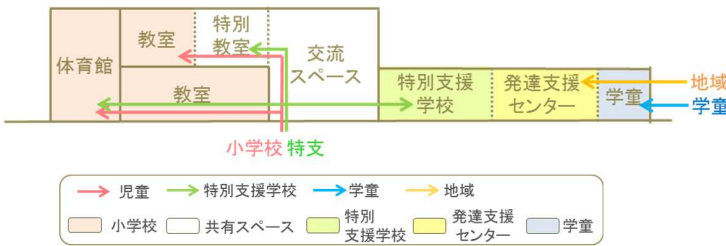
施設整備の背景

- ・ 十日町市は障がい者との共生社会を目指す福祉のまちとして、日常的な共生教育環境を整備することが市民からも求められていた。
- ・ 老朽化による十日町小学校の改築に伴い、同小学校内に設置されていた県立特別支援学校分校を市立に移管するとともに、発達支援センター、学童保育との複合施設とした。

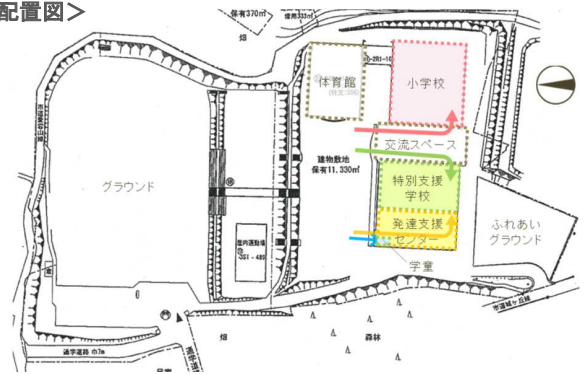
施設の配置・動線

- ・ 小学校と特別支援学校は交流スペースを挟んで明確に分けられている。
- ・ 両学校で共有する特別教室は、どちらからでも利用しやすい場所に配置。
- ・ 発達支援センター・学童保育の入口は、両校児童の出入口と別に設けられているが、施設内では一体的に利用することが可能。

<立面図>



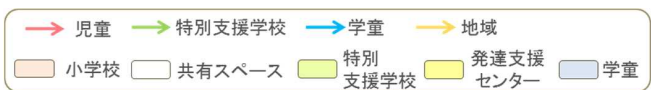
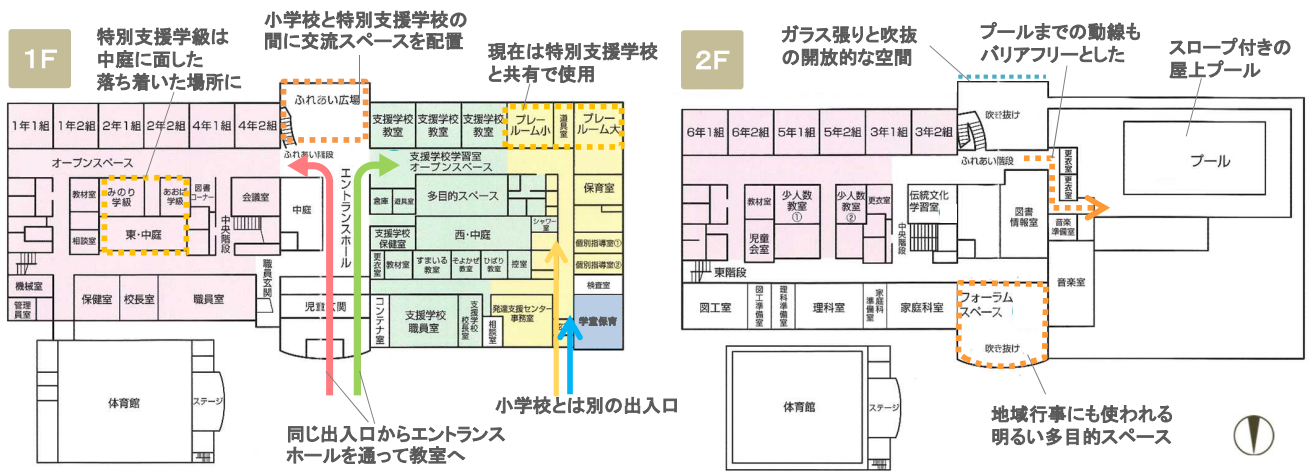
<配置図>



管理・運営の体制

施設	利用時間(平日)				所管	管理・運営
	8	12	17	22		
小学校	←→				教育委員会	教育委員会
特別支援学校	←→				教育委員会	教育委員会
発達支援センター	←→				市長部局	市長部局
学童保育	←→				市長部局	市長部局

平面計画上の特徴



## 共生と交流

学校施設は全て共用となっており、同じ施設で両校の児童・職員が共に生活し学び合う施設として、ソフト・ハード両面での対応が見られる。

### <ハード面>

#### ○交流スペースの確保

ふれあい広場を中心に、日常的に両校の児童生徒が顔を合わせ、声を掛け合える空間や動線が考えられている。

#### ○建物のバリアフリー化

段差解消、エレベーター設置、多目的トイレ、2段手すり、スロープ付きのプール等

### <ソフト面>

○日常的な交流、授業での交流、行事での交流を、両校の年間計画に位置付けている。

○各施設の教職員間でも合同職員会議や研修会など、担当者の負担軽減や専門性の向上を目指している。

→ **学校での交流を通して、障害の有無にかかわらず、共に支え合って生活できる人間性が育つ**



障がい者にも使いやすい  
スロープ付きの屋上プール



階段には2段手すりを整備

## 委員の意見から

- ・両学校間の交流活動は活発に行われている。健常者と障がいのある者が「一緒にいることが当たり前に感じられるようになる」とは一体的な施設でこそ実現できた成果と言える。
- ・バリアフリーの整備が行き届き、施設の違いを超えて児童生徒・教員が自由に行き来し、共生教育が日常的に自然な形で行われており、プールや交流空間等、それが可能になるように設計されている。

## 特別支援教育の核

- ・特別支援学校、発達支援センター、通級指導教室が併設され、乳幼児から義務教育段階の子供たちまで、継ぎ目のない福祉的支援と教育機会の提供が可能。
- ・施設の所管は各施設で分かれているが、同一建物にあることで、設備の相互活用や、施設間の連携体制が取りやすい。



ブレイルーム(写真左)や個別指導室(写真右)等、相談、訓練、研修、家族支援のための設備が整っている。

→ **3施設が一つの建物・学舎にあるという環境を活かした密な連携体制により、質の高い支援が可能になる**

## 整備の経緯

- ・十日町市では、PTAを中心に、特別支援学校や発達支援センターといった、共生教育環境を整えた学校の整備に向けた取組(『夢の学校づくり運動』)を15年以上かけて行った。
- ・実現に当たっては、施設整備だけでなく、当時の県立養護学校分校に代わる市立の特別支援学校を整備するなど、ハード・ソフト両面での準備・整備を行った。

図面等を明確にするため、  
この内容を見開き(2P)  
にする。

13. 新潟県聖籠町

聖籠町立聖籠中学校

- 中学校規模 / 12学級406名 (特別支援学級 / 3学級16名)
- 複合施設 (床面積) / 中学校 (12,060㎡) 地域交流棟 (2,893㎡)
- 整備時期 / 平成13年
- 構造 / RC造 (2階木造) 地上2階



ボランティア団体が運営する地域交流棟 (写真左側)

ボランティア団体が地域交流棟を運営し交流活動を展開

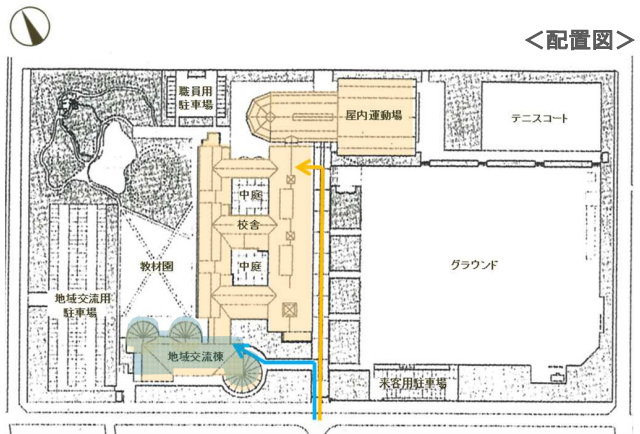
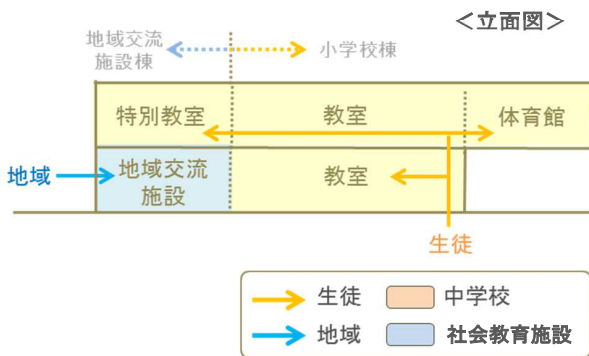
- ・ボランティア団体の活動スペースと学校開放を行うスペースからなる地域交流棟を、ボランティア団体が運営
- ・敷地周囲に困障のない開かれた作り

施設整備の背景

- ・町内に2校あった中学校の統合に当たり、統合中学校建設推進委員会に町民が積極的に参加した結果、「生涯学習施設としての機能をもち、地域に開かれた学校」を目指すこととなり、地域交流棟の整備につながった。
- ・文教施設のインテリジェント化に関するパイロットモデル研究事業対象校。

施設の配置・動線

- ・地域に開かれた学校を実現するため、学校敷地の周囲に困障は設けておらず、誰でも気軽に訪れることのできる開かれた作りとなっている。
- ・地域交流棟専用の入口を設置している。



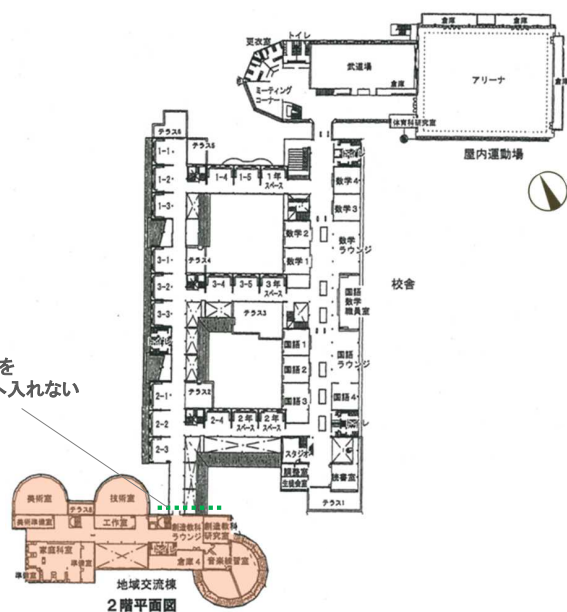
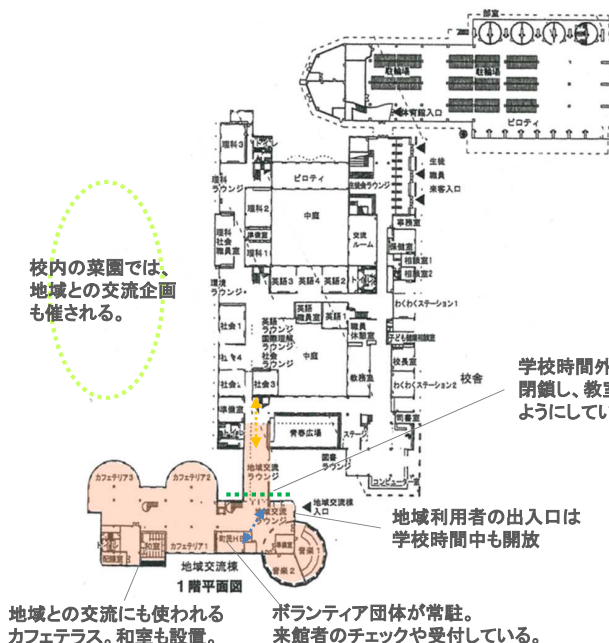
管理・運営の体制

施設	利用時間(平日)				所管	管理・運営
	8	12	17	22		
中学校	←→				教育委員会	中学校
地域交流棟	←→				教育委員会	ボランティア団体
	←→				教育委員会	町長部局

平日の日中は、ボランティア団体に地域交流棟の管理を委託

平面計画上の特徴

- ・学校施設は大きく、教室棟・地域交流棟・屋内運動場、の3つの棟に分かれている。
- ・教室棟と地域交流棟の間は、時間に応じて扉で仕切ることができる。



## ボランティア団体による地域交流棟の運営

- ・地域交流棟には、音楽室、美術室、技術室、家庭科室、ランチルームが入っており、それぞれ学校開放を行っている。
- ・学校開放を含む地域交流棟の運営は、常駐するボランティア団体が担っている。  
(運営費用は教育委員会が支出。)
- ・ランチルーム横の和室において、地域住民は給食を試食できる。



開放的なランチルーム



給食の試食にも使える  
ランチルーム横の和室

## ボランティア団体と中学校の交流

- ・ボランティア団体の企画により、野菜作り、梅干作りなどの様々な体験活動を行っている。
- ・ボランティア団体が、国語や家庭科の授業に協力している。
- ・ボランティア団体が常駐する「町民ホームベース」はガラス張りとなっており、中学生と地域住民がお互いに存在を感じ合うことができる。



ボランティア団体と一緒に  
野菜作りをする中学生



ガラス張りの町民ホームベース

## 防犯面の取組

- ・学校敷地の周囲に囲障は設けておらず、誰でも気軽に訪れることのできる開かれた作りとなっている。
- ・地域交流棟の入口を設けており、常駐するボランティア団体が入館者をチェックしている。
- ・17時以降には、校舎棟と地域交流棟の間のシャッターを下ろすことにより、地域交流棟から校舎棟へ人が入らないようにしている。



約6haの広大な敷地は、囲障のない開かれた作りとなっている

## ボランティア団体の成り立ち

- ・統合中学校の整備を機に、住民が中心となり、「聖籠町統合中学校を育てる会」が発足。
- ・「森づくり」「イベント」「地域交流ゾーン活用」をテーマに掲げ、ボランティア団体「せいろう共育ひろば みらいのたね」が発足。
- ・PTAや町内会でもないボランティア組織として、子供たちへのより良い教育環境の提供を目指して自主的に活動を行っている。



町民ホームベースの内部

## 委員の意見より

- ・有識者のみならず多くの住民の参加を得て、中学校づくりについて丁寧な検討が行われている。地域住民を巻き込んだ検討のプロセスが後に地域の学校に対するサポートにもつながっている点は重要である。
- ・一方で、ボランティア団体の存続の是非を問う雰囲気も出たとの話もあった。団体独自の活動は会員の会費に頼っていることもあり、地域住民の自主的な活動の持続可能性の確保が課題と言えるかもしれない。

図面等を明確にするため、  
この内容を見開き（2P）  
にする。

# 14. 石川県かほく市

## かほく市立宇ノ気中学校

- 中学校規模 / 14学級490名  
(特別支援学級 / 3学級9名)
- 複合施設(床面積) /  
中学校(8,283㎡)  
市立体育館(4,488㎡)
- 整備時期 / 平成19年
- 構造 / RC造地上4階



生徒や地域住民が交流できる  
ように計画をしたアプローチ

### 体育館を総合型地域スポーツクラブが指定管理

- ・ 体育館を社会体育施設として整備し、総合型地域スポーツクラブが指定管理者として管理運営
- ・ 授業や部活動に総合型地域スポーツクラブが協力

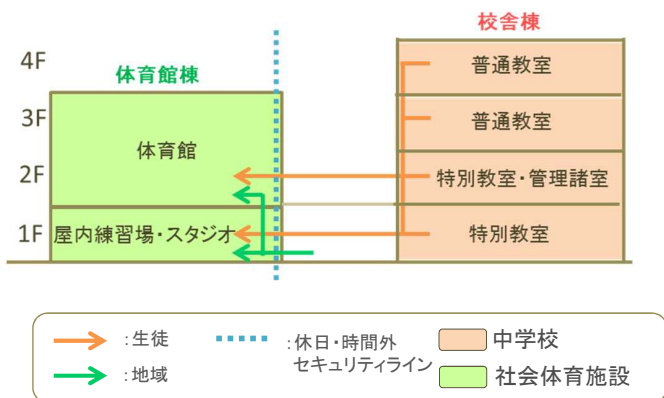
#### 施設整備の背景

- ・ 町にはバスケットボールコート2面を有する体育館がなかったため、中学校の改築に併せ、社会体育施設として体育館を整備。
- ・ 旧宇ノ気町で基本構想から実施設計まで実施。
- ・ 体育館の管理は指定管理者制度を採用。

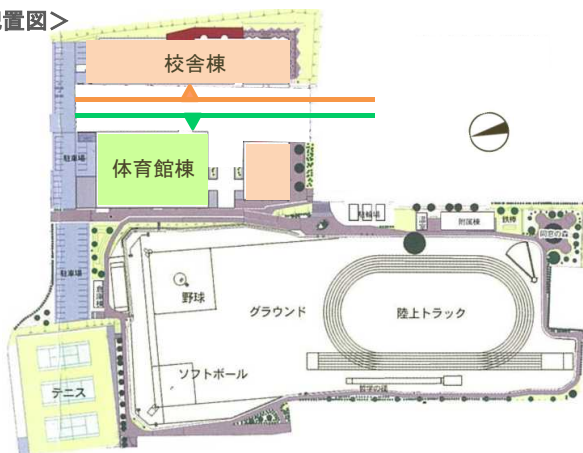
#### 施設の配置・動線

- ・ 生徒及び地域住民が混在するアプローチ
- ・ 学校側は若干抵抗があったが、この計画により地域と生徒とのふれあいが生まれ、防犯上の利点も多いと判断

#### <立面図>



#### <配置図>



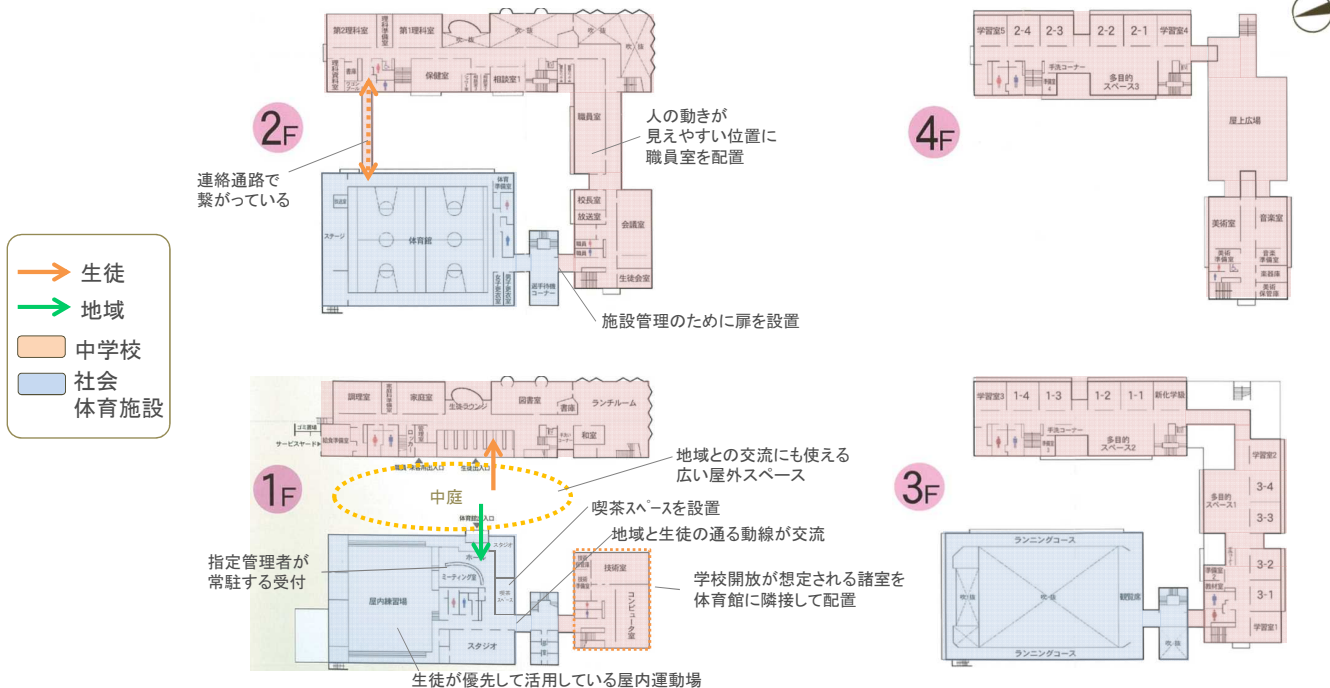
#### 管理・運営の体制

施設	利用時間(平日)		所管	管理・運営
	8	12 17 22		
中学校	← →		教育委員会	教育委員会
体育館	← →		教育委員会	指定管理者

体育館の管理運営は  
総合型地域スポーツクラブが行う

学校活動優先  
事実上9:00-19:00は予約不可

#### 平面計画上の特徴



### 学校教育活動への効果

- ・中学校は、バスケットコートが2面取れる広い体育館を使えるようになった。
- ・また、冬期に雪のため外で運動ができない場合も使える屋内練習場が整備された。



生徒が優先して活用している屋内練習場

- ・総合型地域スポーツクラブの外部人材が学校のゲストティーチャーとして参加しており、生徒は学校の体育の授業で、ヨガやエアロビクスなどを体験することができる。
- ・スポーツクラブの外部人材が、部活動の外部指導者として指導している。部活動の顧問が当該スポーツを得意でないこともあるため、教師や生徒にとって有益である。
- ・従来部活動のなかったサッカー等も、総合型地域スポーツクラブへの参加を部活動に準じた扱いとして認めている。

→ **社会体育施設として整備し、総合型地域スポーツクラブが管理することにより、学校教育活動が活性化**

### 指定管理者による管理運営

- ・社会体育施設は指定管理者制度により、総合型地域スポーツクラブが運営。
- ・光熱水費など維持管理費は、指定管理料に含まれている。
- ・一方で、主に中学校が利用する体育館アリーナ部分の光熱水費分は市が直接負担。

### 委員の意見より

- ・中学校の校舎に総合型地域スポーツクラブが同居しているという関係で、中学校に設置できない部活動の受け皿となっており、社会体育と部活動の共存という視点からも興味のある事例だと感じた。
- ・指定管理者である総合型地域スポーツクラブの柔軟性が本計画の成功を握っているのではないかと感じた。

### 地域への効果

- ・総合型地域スポーツクラブ「クラブパレット」の拠点ができることで、活動が活性化した。
- ・指定管理者制度の導入により、カフェの設置など、更なる集客を図っている。
- ・市からの管理運営委託料は、総合型地域スポーツクラブの貴重な収益源となっている。
- ・学校開放の予約や受付も指定管理者が行うことで、地域住民は比較的容易に利用できるようになっている。
- ・体育館の整備を1つにできたことにより、市の財政上も効果があった。



指定管理者が常駐する受付



指定管理者が設置した利用者のためのカフェ

### 防犯対策

- ・生徒及び住民が混在する敷地へのアプローチは、地域の人と生徒との触れ合いによる防犯上の利点が多いと判断し整備したもの。
- ・学校側の玄関は原則として施錠。
- ・職員室は玄関や生徒、市民の出入りを見渡せる位置に配置。
- ・体育館と学校施設の連結部には、施設管理のために格子状の扉を整備。



2階の施設管理のための格子状の扉

**図面等を明確にするため、この内容を見開き（2P）にする。**



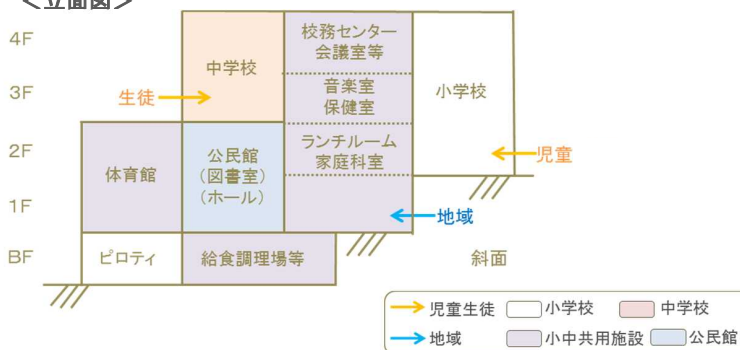
# 南砺市立利賀小学校 南砺市立利賀中学校

- 学校規模／小学校3学級16名  
中学校3学級18名
- 複合施設(床面積)／  
小中学校(8,212㎡)  
公民館(1,522㎡)
- 整備時期／平成10年
- 構造／RC造 地上4階地下1階



敷地高低差を活かし各施設のアプローチを分離  
(南砺市立利賀小学校HPより)

## <立面図>



## 地域に開かれた学校 アーパス(All Persons' School)

- ・地域づくりは人づくり
- ・児童生徒のみならず村民の生涯にわたっての学習機会の保障
- ・十数回の検討会により村民の地域施設として結実

### 施設整備の背景

- ・旧利賀村において、少子高齢化、過疎化が進み、平成元年に2小学校の統合と中学校の老朽化に伴う建替の検討がされた。
- ・その後、社会教育施設を併設する村民のための複合教育施設構想実現のため、文部省「文教施設インテリジェント化に関するパイロットモデル研究事業」により、基本計画を策定し実現した。

### 施設の配置・動線

- ・高低差を活かし、村民が主として利用する公民館は1階、小学校は2階、中学校は3階から各施設にアプローチする計画とし、内部は相互利用を想定した計画としている。

## <配置図>

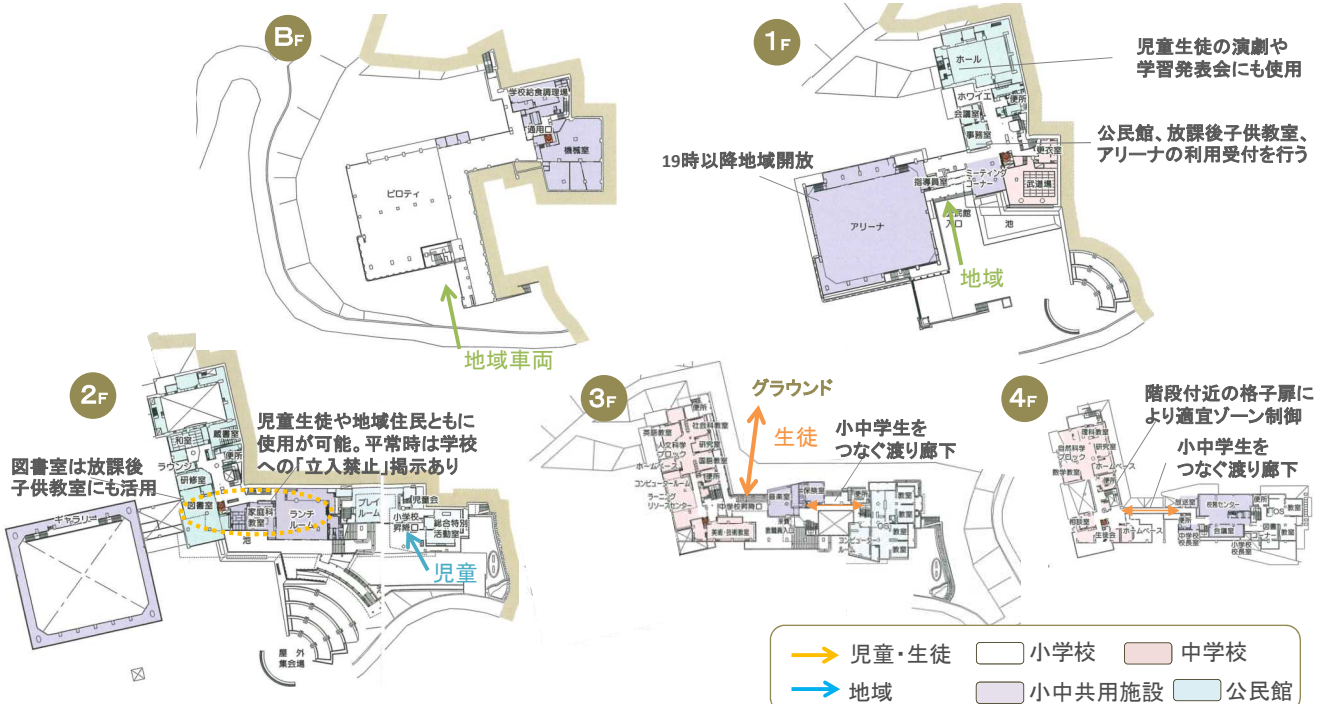


## 管理・運営の体制

施設	8	12	17	22	利用時間(平日)	所管	管理・運営
小学校・中学校	←→					教育委員会	教育委員会
公民館	←→					教育委員会	教育委員会

## 平面計画上の特徴

- ・小中学校共用の家庭科室や和室を、公民館と同じフロアとすることで地域の方々の使用を容易にしている。
- ・学校と公民館の使用時間に応じ、格子扉等の開閉によりゾーン分けをしている。



## 相互利用・交流活動

- ・公民館では公民館内のホールや和室、図書室の利用受付だけでなく、19時以降の学校開放による体育館の利用や放課後子供教室の受付も行っている。
- ・アーバスホールは児童生徒の学習発表会や地域内の文化祭、民謡など伝統文化継承活動などに利用されている。
- ・公民館図書室は、児童生徒が授業で活用するだけでなく、放課後子供教室としても活用している。



学校開放等の受付も行う公民館受付



地域のスポーツ大会が開催される  
学校体育館



ホールにて伝統文化継承活動の一環として、  
民謡を練習する子供たち(同小HPより)



放課後子供教室にも  
活用される公民館図書室

→ 3施設が重複する機能をまとめ、相互利用を想定した計画とすることで、単独の学校、公民館にはない賑わい、活気を創出。

## 委員の意見より

- ・今後、山村留学を積極的に受け入れることにより、当該施設を一層有効に活用できるとよいのではないかと。
- ・穏やかな山村地域であり、互いが顔見知りの関係であることもあって管理運営上の課題が大きいとは感じられないが、不審者の侵入について学校管理者には潜在的な不安があることも事実。
- ・小学校、中学校、公民館が一体化され、地域住民が集まりやすく、学校が地域に見守られている環境となっていることは評価できる。

## 防犯面

- ・地域の方々に見守られているという安心感の中で、地域と学校が一緒になって子供たちを育てていくという考えのもと、学習参観や学校行事等に多くの方が参加する状況となっている。
- ・地域の方々も顔見知りであり、今まで不審者侵入などはないが、学校長は、児童生徒の避難方法について特に留意している。



区分管理のための格子状の扉



不審者訓練をする子供たち  
(同小HPより)

図面等を明確にするため、  
この内容を見開き（2P）  
にする。